

公正・公平な業務執行に向けた改善指針

令和5年3月

日野町

目次

1	はじめに	1
2	事件の概要.....	2
3	事件の経過および町の対応.....	2
4	日野町官製談合事件等検証会議の開催状況	3
5	事件の原因および背景の分析	4
6	公正・公平な業務執行に向けた改善の指針	5
7	実施計画	10

※ 2 から 5 については、官製談合事件等の再発防止策等に係る意見書から抜粋

1 はじめに

令和4年3月に本町の職員が官製談合防止法違反などで逮捕、起訴され、有罪判決を受けた事件が発生しました。

このような事態に至ったことにつきまして、改めて町民の皆様をはじめ関係される皆様に心よりお詫び申し上げます。

これを受け、事件の原因を検証し、再発防止に向けた具体策を策定するための意見を聴取することを目的として、同年4月に第三者の有識者による日野町官製談合事件等検証会議を設置し、本年2月に官製談合事件等の再発防止策等に係る意見書を提出いただいたところです。

この度、意見書を踏まえ、「入札・契約制度」「人員・組織」「業務体制」の3つの項目について、改善指針を取りまとめました。

今後は、同様の事態を二度と起こさないため、職員一人ひとりが真摯にこの改善指針に基づく取り組みを進め、公正・公平な職務を執行することにより、皆様からの信頼回復に努めてまいります。

令和5年3月22日

日野町長 堀江 和博

2 事件の概要

令和2年9月18日に執行された「令和2年度 第61-工農集1号 農業集落排水事業 東桜谷地区機能強化対策工事（その1）」の指名競争入札に関し、落札業者の元営業工事部課長（以下「元従業員」という。）に、当該工事を担当していた日野町上下水道課の元職員（以下「当該職員」という。）が、入札執行の前日である同月17日、佐久良・奥之池地区農業集落排水処理施設において、元従業員から最低制限価格に関する情報の教示を求められ、これに応じた。その結果、落札業者が最低制限価格（税抜）である803万円に近接した809万円（税抜）で応札して当該工事を落札している。

その後、当該職員は、入札等に関する秘密を教示することにより、公正を害すべき行為を行ったとして、令和4年3月7日に入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律違反および公契約関係競売入札妨害容疑で逮捕され、同年3月28日に起訴された。

なお、漏洩先である落札業者の元従業員についても、公契約関係競売入札妨害容疑で逮捕、起訴された。

3 事件の経過および町の対応

期 日	事 項
令和4年 3月 7日 (月)	日野町上下水道課当該職員逮捕
	19:00 緊急主監課長会議
	21:00 記者会見 (町長・副町長・総務政策主監・総務課長)
	町長コメント発表 (町ホームページに掲載)
3月 8日 (火)	8:45 緊急職員訓示
	10:00 町議会へ報告
	10:00 警察による捜索 (3月29日まで)
3月 9日 (水)	警察による関係職員への聴き取り (3月28日まで)
3月 11日 (金)	受託業者指名停止 (24月間)
3月 28日 (月)	当該職員起訴
	町長コメント発表 (町ホームページに掲載)
3月 31日 (木)	当該職員分限休職処分
4月 25日 (月)	第1回日野町官製談合事件等検証会議の開催
4月 26日 (火)	コンプライアンス・公務員倫理研修実施
4月 27日 (水)	コンプライアンス・公務員倫理研修実施
6月 3日 (金)	大津地裁公判 (分離公判決定、受託業者元従業員初審理)
6月 23日 (木)	受託業者元従業員大津地裁判決公判
7月 8日 (金)	大津地裁公判 (分離公判当該職員初審理)
7月 19日 (火)	当該職員への懲戒事由のヒアリング (総務課) (弁明の機会の付与)
7月 28日 (木)	当該職員大津地裁判決公判

		第2回日野町官製談合事件等検証会議の開催
		日野町一般職の職員懲戒審査委員会の開催
		町長コメント発表（町ホームページに掲載）
7月	29日（金）	当該職員停職処分（6月）
		当該職員依願退職
8月	9日（火）	町長・副町長給与減額、関係職員処分
8月	8日（月）	職員向け実態アンケート調査
～9月	2日（金）	事業所向け実態アンケート調査
10月	5日（水）	第3回日野町官製談合事件等検証会議の開催
11月	28日（月）	第4回日野町官製談合事件等検証会議の開催
令和5年	1月12日（木）	第5回日野町官製談合事件等検証会議の開催
	2月14日（火）	官製談合事件等の再発防止策に係る意見書を受理

4 日野町官製談合事件等検証会議の開催状況

官製談合防止法違反等の容疑で日野町上下水道課の職員が逮捕、起訴された事件を受け、官製談合事件の原因究明と再発防止策について有識者の意見を聴取するため、日野町官製談合事件等検証会議（以下「検証会議」という。）を設置した。

検証会議では、公正・公平な入札・契約制度の確立、また組織全体として不正な事務処理を防ぐための方策を人員配置や職員定数を含めた制度面、体制面から検証を行い、令和5年2月14日に「官製談合事件等の再発防止策に係る意見書」（以下「意見書」という。）が町長へ提出された。

(1) 委員構成

(50音順・敬称略)

氏名	所属等	役職
大田 直史	龍谷大学教授	
菊池 健太郎	公認会計士（菊池健太郎会計事務所）	
桐山 郁雄	弁護士（しろまち法律事務所）	会長
漣 藤寿	元滋賀県総務部長	職務代理者

(任期) 令和5年4月25日から意見書提出日（令和5年2月14日）まで

(2) 開催状況

	年月日	内容等
第1回	令和4年4月25日（月）	<ul style="list-style-type: none"> ・会長の互選、職務代理者の選任 ・検証会議、事件の概要について ・検証に向けた現状と課題 ・検証の方向性について
第2回	令和4年7月28日（木）	<ul style="list-style-type: none"> ・事件および公判の概要について

		<ul style="list-style-type: none"> ・職員向け実態アンケート調査 ・事業所向け実態アンケート調査 ・課題および再発防止策の方向性について
第3回	令和4年10月5日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所向けおよび職員向け実態アンケート調査の報告 ・課題および対応について
第4回	令和4年11月28日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・官製談合事件等の再発防止策に係る意見書(案)について
第5回	令和5年1月12日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・官製談合事件等の再発防止策に係る意見書(案)について

5 事件の原因および背景の分析

検証会議では、裁判で明らかにされた事実関係や当該職員からの聴き取り内容等に基づき、当該職員がコンプライアンスよりも業務執行を優先した原因および背景について、次のとおり分析された。

(1) 当該職員と元従業員との関係

当該職員が元従業員とかかわりを持つことになったきっかけは、当該職員が前任者(平成28年3月退職)から農業集落排水事業(以下「当該事業」という。)の引き継ぎを受けるにあたり、当時農業集落排水処理施設(以下「当該施設」という。)の保守点検業務の受託業者に在籍していた元従業員と出会ったことである。当該施設の保守点検業務については、継続して元従業員の在籍していた業者が受注しており、当該職員は、前任者から、地元の他の業者では対応できないとして、元従業員の在籍している業者と継続して契約するよう引き継ぎを受けていた。

元従業員は当該施設の整備や保守点検等に長年携わっていた経験から、当該施設の仕組みや機器を熟知しており、当該職員が元従業員から施設の仕組み等について教わることもあった。また、元従業員は、当該施設の機器にトラブルや故障が発生した際の緊急対応が可能であった。当該職員の公判における供述によれば、元従業員と同じ水準の技術や知識を持った従業員がいる業者は他にないと思っていたとのことであり、当該事業に関して当該職員は元従業員に大きな信頼を寄せていたと考えられる。

そのため、当該職員は、当該施設の保守点検の随意契約を締結するにあたり、元従業員が在籍していた業者に受注させるために、その業者の見積額が他の見積徴取業者よりも低くなるように元従業員に見積書を差し替えさせたこともあった。

このような関係性が事件の原因あるいは背景の一つであったと考えられる。

(2) 当該職員の業務環境

当該職員は前任者から当該事業を引き継いでから逮捕されるまでの間、継続して当該事業を担当していた。前任者の退職後、当該職員は後任の育成に努めたが、後任の職員の在籍期間が短く、十分な育成が図れなかったため、当該事業の業務は他の職員では対応が困難になった。この結果、長期間異動させることができず、当該職員任せの状態になった。

さらに、当該職員については、周囲に業務の技術的なことを相談できる職員がいなかったた

め、当該事業の安定的な運営に関する責任を一人で抱え込むような状態になっていた。そのことが、事件の原因あるいは背景の一つであったと考えられる。

(3) 入札制度のあり方

事件における入札は指名競争入札で行われたが、当該事業に関わる工事の入札の指名業者はほぼ固定されており、一定水準の能力のある業者が多数参加するような状況にはなかった。そのため、当該職員は元従業員が在籍していた業者以外に当該事業の工事に対応できる能力を有する業者はいないと思ってしまう、そのことが最低制限価格を教示することの動機付けの一つとなっていたと考えられる。

また、元従業員は、最低制限価格の教示を求めた理由について、当該入札の指名業者に日野町内の有力業者が含まれていることを事前に知ったためと公判で述べており、指名業者の事前公表が元従業員に最低制限価格の教示を求めさせる誘因になったと考えられる。

その他、工事価格を積算していた当該職員が通常知り得えない最低制限価格に近接した価格を教示できたのは、日野町の入札制度において、予定価格に対する最低制限価格の割合をほぼ固定しており、最低制限価格の類推ができたことが原因であると考えられる。

6 公正・公平な業務執行に向けた改善の指針

検証会議から提出された意見書において、本町の課題と再発防止策および公正・公平な業務執行に向けた方策については、「入札・契約制度」「人員・組織」「業務体制」の3つの項目で整理された。特に組織内のコミュニケーションに課題を抱えており、「人員・組織」に関する取り組みは重要であるとする。

これらを踏まえ、本町では次の改善指針に基づき、組織全体として取り組みを進める。

(1) 入札・契約制度について

検証会議の意見	改善指針
ア 入札の方式について	
一定水準の能力を有する業者が入札に参加できるよう、工事の実績、経営の規模、技術的適性の有無等を参加資格要件とする条件付き一般競争入札の導入を検討されたい。（意見書7頁）	条件付き一般競争入札については、建設工事、測量・設計等の委託業務、物品購入・役務提供の発注区分に応じ、導入基準や時期、参加条件等を検討し、段階的に実施する。
指名競争入札における指名業者の事前公表から事後公表への公表方法の変更については、公正性の確保と職員の保護の両立も踏まえ、十分検討されたい。（意見書7頁）	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の規定に基づく指針に準じて、指名競争入札における指名業者の公表方法を令和5年4月から事後公表（入札結果公表時）とする。
担当職員と業者の接触機会を減らすため、電子入札や郵便入札を早急に導入されたい。（意見書7頁）	電子入札および郵便入札を令和5年4月から導入する。なお、物品購入・役務提供は業者の体制や環境面から、当面は郵便入札とする。 導入による課題を検証し、公正・公平で円滑な運用を目指す。

イ 最低制限価格等について	
最低制限価格を類推できないよう、変動型最低制限価格（ランダム係数）の導入について、メリットとデメリットを踏まえ検討されたい。（意見書7頁）	変動型最低制限価格（ランダム係数）の導入について、県内の自治体の導入状況、メリットとデメリットについて調査・研究し、検討する。
公平性を確保するため、参考見積の徴取は、特定の業者への偏りを避け複数の業者から徴取されたい。（意見書7頁）	建設工事等の積算にあたり、業者から参考見積書を徴取する場合は、複数の業者（原則2者以上）から徴取することを徹底する。なお、随意契約についても同様とする。
ウ 随意契約について	
業者から提出された見積書については、封緘された状態のまま施錠できるロッカーで管理を行い、開札については、管理職を含む複数の職員の立会いにより実施することを徹底されたい。（意見書8頁）	見積書は封入・封印した状態での提出を見積徴取業者に依頼する。
	提出された見積書は施錠できるロッカーで適切に管理を行い、提出期限後、速やかに管理職を含む複数の職員の立会いにより開札する。
契約手続きの公平性や透明性を確保するため、随意契約の理由や契約金額、契約相手方の公表について検討をされたい。（意見書8頁）	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第7条の規定に基づき、随意契約の理由や契約金額、契約相手方等を公表する。
価格だけでなく、技術力や体制、事業実績等が求められる業務については、公平性や透明性を担保したうえで、プロポーザル方式による業者選定を検討されたい。（意見書8頁）	プロポーザル方式による業者選定は、手続過程や判断基準に公平性や透明性が求められるため、総務課との協議後、契約審査会で決定する。

(2) 人員・組織について

検証会議の意見	改善指針
ア 人員の配置等について	
職員への業務の属人化や偏りを避けるため、適切な業務配分と職員間の業務量の平準化を図られたい。（意見書8頁）	管理職が日頃から所属内の職員の業務量や勤務状況を把握し、業務量の平準化や効率化に取り組む。 併せて、所属内での柔軟な協力体制を構築する。
	業務の内容や分担の見直し、応援体制の整備により、職員がともに支えあう職場風土の醸成に努める。
技術職員の募集方法の見直しや行政職員から技術系職員への転換の検討に努めるほか、定期的な人事異動により、利害関係者との接触が過度に長期化・親密化しないよう留意されたい。（意見書8頁）	技術職員の確保に向け、他の自治体の採用や人材育成について研究し、募集要件や試験内容を見直す。
	行政職員が技術系業務を担えるよう、人員の配置を検討するほか、外部機関の研修を活用し、人材育成を行う。

	職員と業者との馴れ合いや特定の職員の知見への過度な依存をなくすため、人事異動に関する基準を定め、定期的な人事異動を行う。
イ 事業に対する職員の負担について	
職員に困難な業務等を一人で抱え込ませないため、所属長や所属内など周囲に報告や相談ができる環境づくりに努められたい。さらに、各所属課や担当グループ内での定期的なミーティングを実施し、業務の進捗状況や課題などの情報共有を図るとともに、日頃からのコミュニケーションの充実を図られたい。 (意見書8頁)	所属内で日頃から活発なコミュニケーションに努めるとともに、上司や同僚に「報告・連絡・相談」しやすい職場環境づくりに取り組む。
	前述のコミュニケーションや人事評価による個別面談等を通じて、管理職が職場内の状況を把握し、職員の変化を見逃さないよう努める。
	ビジネスチャットの利用拡大により、所属を越えた職員間のコミュニケーションや情報連携を図る。
職員に対する事業の負担を減らすため、前述のミーティング等において、事業のあり方や課題、体制等について議論がなされるように周知するとともに、総務課が実施する職員に対する人事・組織ヒアリング等では、各所属課や担当グループ内の現在の事業の課題、新規に実施する事業や規模を拡大する事業を確認し、職員個人の意向にも配慮したうえで、職員の事業に対する負担を減らす方向での、人員の配置、体制および組織の改編等について検討されたい。(意見書8頁)	人事・組織ヒアリングシートの様式やヒアリング方法を見直し、各所属や担当グループの事業や体制面での課題等の詳細を把握することにより、職員の負担等にも配慮した適切な人員の配置や組織の改編等に反映させる。
難度が高く業務の負担となる工事等は、外部機関やコンサルタント等への業務委託を検討されたい。(意見書8頁)	難度が高く、高度な専門知識等を要する工事等については、滋賀県建設技術センター等の外部機関への業務委託を検討する。
	過度に職員の負担となっている業務について、外部への業務委託を検討する。

(3) 業務体制について

検証会議の意見	改善指針
ア 業者との接触について	
業者との対応の際は原則として複数の職員による対応とすること、職員が業者側から入札情報の教示を求められた際は必ず所属長に報告を行うことを周知徹底されたい。(意見書8頁)	業者との折衝の際は、職員複数での対応を原則とし、やむを得ず一人の対応となる場合は、グループリーダー以上への事前および事後の報告を徹底する。

書9頁)	<p>職員に対し業者から、不当な働きかけがあったときは、毅然と対応し所属長へ報告することとする。</p> <p>併せて、働きかけた業者の指名停止措置等を含め厳正に対応する。</p>
業務外での接点や過度に親しい関係になることを避けるため、緊急時や災害時を除き、職員個人の携帯電話を使用して業者へ連絡することを禁止されたい。(意見書9頁)	緊急時や災害時以外は固定電話を使用することを徹底する。また、業者との接点は業務のみに留めるなど公私の区分を明確化し、外部から疑念を持たれることのないよう徹底する。
イ コンプライアンスについて	
公務員としての倫理の再確認および浸透を図るため、職責や職務経験等に応じ、ケースワークに基づくコンプライアンス研修を反復、かつ、継続して実施されたい。また、前述の職場等における日頃からのコミュニケーションを通じて、コンプライアンス意識の徹底を図られたい。(意見書9頁)	<p>全職員を対象に、具体例を交えたコンプライアンス研修を継続的に実施する。</p> <p>管理職を中心に日頃から業務を通じたOJTにより、コンプライアンス意識の醸成を図る。</p>
コンプライアンスの拠り所となる業務マニュアルを各所属課で整備することを通じて、最新の法令等の確認や法令等に準拠する形での業務内容の見直しを行われたい。(意見書9頁)	業務の目的や概要、課題をはじめ、最新の法令等に基づいた業務であるかを認識し、業務マニュアルを整備する。
ウ 内部統制について	
契約審査会のチェック機能を高めるため、過去の同種の入札案件や随意契約案件についてもチェックの対象とすることを検討されたい。併せて、事後のチェック機能の強化・改善を図り、牽制効果を高めるため、外部の委員を入れた入札監視委員会等の設置についても検討されたい。(意見書9頁)	<p>随意契約案件についても契約審査会の調査・審議対象とし、監視の機能強化と不正の抑止の対策を行う。</p> <p>監視機能の強化に向けて、関係機関と連携して不正の抑止を図る。</p> <p>第三者的意見や専門的意見を取り入れるため、有識者で構成される入札監視委員会等の設置について検討する。</p>
全体の業務処理統制整備のため、業務手順の列挙や業務の洗い出しなどによる組織内部の業務の可視化に取り組まれたい。これにあつては、必要に応じて専門家の意見を聴取するなどし、総務課を中心としたワーキングチームを立ち上げ、各所属課との連携や徹底した議論を行われたい。(意見書9頁)	業務の効率化や簡素化に向け、庁内にワーキングチームを立ち上げ、前述の業務マニュアルの整備と併せて、業務の全体像の洗い出しや業務課題の見える化に取り組む。
エ 公益通報制度について	
職員が通報し易いものとなるよう、外部への通報窓口の設置を検討するとともに、公益	公益通報制度および通報窓口については、既に職員への周知を行っているところであ

<p>通報制度および通報窓口について職員に改めて周知されたい。（意見書10頁）</p>	<p>り、継続的に実施するコンプライアンス研修等でも周知していく。今後は、職員が通報しやすい環境を整備するため、外部に公益通報窓口を設置する。</p>
---	---

7 実施計画

策定内容	導入・実施時期
(1) 入札・契約制度について	
ア 入札の方式について	
条件付き一般競争入札の導入	令和 5 年度検討・導入
指名業者の事後公表	令和 5 年度から実施
電子入札・郵便入札の導入	令和 5 年度から導入
イ 最低制限価格等について	
変動型最低制限価格の導入	令和 5 年度検討
参考見積書の複数業者からの徴取	令和 5 年度から実施
ウ 随意契約について	
見積書の管理や開札方法の見直し	令和 5 年度から実施
随意契約の理由や契約金額、契約相手方の公表	令和 5 年度検討・実施
プロポーザル方式の活用	令和 5 年度検討・実施
(2) 人員・組織について	
ア 人員の配置等について	
職場の適切な業務配分と職員間の業務量の平準化	令和 5 年度検討
技術職員の募集方法の見直し、行政職員から技術職員への転換、定期的な人事異動	令和 5 年度検討・実施
イ 事業に対する職員の負担について	
職場等のコミュニケーションの充実、所属課・担当グループ内での定期的なミーティング	令和 5 年度検討・実施
人事・組織ヒアリング方法の見直し	令和 5 年度検討・実施
外部機関やコンサルタント等への業務委託	令和 5 年度検討
(3)業務体制について	
ア 業者との接触について	
業者との複数の職員による対応、入札情報の教示を求められた場合の上司への報告	令和 5 年度から実施
職員個人の携帯電話を使用した業者との連絡	令和 5 年度から実施
イ コンプライアンスについて	
コンプライアンス研修の実施	令和 5 年度から実施
業務マニュアルの整備	令和 5 年度から実施
ウ 内部統制について	
契約審査会のチェック対象の拡大	令和 5 年度から実施
入札監視委員会の設置	令和 5 年度検討
業務の可視化による業務見直し	令和 5 年度検討・実施
エ 公益通報制度について	
公益通報窓口の外部設置	令和 5 年度検討・実施